随時売却による市有地売却のご案内

物件名 左岸北部地区保留地 2 2 号地

所在地 益田市中島町イ1618番16

面 積 242.57㎡

売却価格 ¥4,330,000-

お申込み・お問い合わせ先 益田市総務部総務管財課資産管理係 TEL(0856)31-0605 FAX(0856)23-4977

1 物件

(1) 物件 左岸北部地区保留地 2 2 号地

区分	地目	所在地	面積
土地	宅地	益田市中島町イ1618番16	242.57m²

(2)物件概要

- ① 物件調書に記載のとおり。
- ② 物件調書は、買受け希望者が物件の概要を把握するための資料です。 物件の詳細については、買受け希望者ご自身において、現地及び諸規制についての 調査及び確認を行ってください。
- ③ 物件(土地・建物)への建物の建築、増築等について、「物件調書」に記載のほか法的規制の詳細は、購入後の利用目的に応じて管轄官公署等に確認してください。
- ④ 購入後の物件利用に当たっての諸規制等については、購入後の利用目的に応じ、管轄官公署等に確認してください。

(3)物件の引き渡し

物件は、現状有姿で引き渡します。

売却にあたって、市において把握していないため、あるいは認識が及ばなかったため、関係書類に記載していない事柄について、購入後に買受人にとって不利益となる事象が発生しても、市はその責任を負いませんのでご留意ください。

買受け希望者において事前に現地を確認してください。

※ 売買契約書において、市は物件の契約不適合責任を負わない定めとしています。

2 普通財産譲渡申請書の受付

申込みは、先着順で受け付けます。

期間は、随時(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く8時30分から17時15分まで)受け付けています。

(1) 買受け資格

個人、法人を問わず、どなたでも買受けることができます。ただし、次に掲げる事項に該当する方は買受けできません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当すると認めた ときから3年を経過しない者、又はその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札 代理人として使用する者
- ③ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当する者

- ④ 益田市の市税を滞納している者
- ⑤ 消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者
- ⑦ 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号) 第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成 員
- ⑨ 市から指名停止の措置を受け、その措置の期間が継続中の者
- ⑩ ⑥、⑦及び⑧に掲げる者(以下「暴力団等」という。)と特別の関係を有する者又は 暴力団等から委託を受けた者
- (2) 普通財産譲渡申請の申込み

買受けを希望される方は、申込みが必要です。

次の提出先に郵送又は持参にて、以下の①~⑤及び⑦の書類(共同で買受けされる場合は①~⑦の書類)を提出してください。

提出先 〒698-8650 益田市常盤町1番1号 益田市総務部総務管財課資産管理係

【提出書類】

普通財産譲渡申請書(様式第1号)及び次に掲げる必要書類を提出すること。

- ① 個人の場合は、本籍地の市町村長が発行する身分証明書(申請日前3月以内に発行されたもの(コピーは不可))
- ② 法人の場合は、現在事項全部証明書(申請日前3月以内に発行されたもの(コピーは不可))
- ③ 益田市に住所を置く個人又は事業所を有する法人の場合は、市税の納税証明書(申請日前3月以内に発行されたもの(コピーは不可))
- ④ 納税地を所管する税務署長が発行する未納の消費税及び地方消費税(納期が到来していないものを除く。)がない旨の証明書(申請日前3月以内に発行されたもの(コピーは不可))
- ⑤ 普通財産買受け資格に関する誓約書(様式第2号(個人)、様式第3号(法人)) 普通財産譲渡申請書の提出後、暴力団該当性について島根県警察本部に照会します。
- ⑥ 共同で買受けされる場合は、代表者選任届(様式第4号)により共同買受けの代表

者を選任し、代表者の名前で申請してください。この場合、①~⑤の書類は共同買受 人全ての方について必要となります。

- ⑦ 個人、法人、共同買受けを問わず、様式第2・3号に氏名のある方全員の住民票の 写し(申請日前3月以内に発行されたもの(コピーは不可))
- (3) 普通財産譲渡申請を取り下げる場合

普通財産譲渡申請書を提出後、申請を取り下げる場合、普通財産譲渡申請取下書(様式第5号)を提出してください。

電話等で辞退の連絡があっても、普通財産譲渡申請取下書が提出されるまでは有効とします。なお、「4 契約の締結(1)契約手続」により、普通財産譲渡申請が効力を失った場合は、申請は無効とします。

3 普通財産譲渡申請書の提出に当たって付す条件

普通財産譲渡申請書を提出される方は、物件調書、随時売却による市有地売却のご案内の内容及び土地売買契約書(案)を承諾されたものとみなします。

4 契約の締結

(1) 契約手続

暴力団該当性について、非該当であることが確認できた場合は、非該当である旨の 通知を送付します。通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければなりません。 7日以内に契約を締結されない場合は、効力を失い、契約できなくなります。

なお、市が保有する契約書 (落札者が発行する契約書) に貼付する印紙代は買受人の負担となります。買受人が保有する契約書 (市が発行する契約書) には印紙は貼付しません。

契約は、買受人の名義で締結します。したがって、共同で買受けされる方は、共同 買受人全ての方の名義で締結することとなります。

(2) 契約保証金

買受人は、契約と同時に契約金額の10%以上の契約保証金を納付する必要があります。契約保証金には、利息を付さないものとします。契約保証金は、市が発行する納入通知書により、益田市指定金融機関に納付してください。契約と同時に納入できない場合は、契約を締結できません。

5 売買代金の納入及び所有権の移転

(1) 売買代金の納入

売買代金(先に納付した契約保証金を差し引いた金額)は、契約締結の翌日から起算して60日以内に市が発行する納入通知書により納入することとし、納入期限までに完納されない場合は、契約を解除します。この場合、契約保証金は違約金として市に帰属しますので、返還いたしません。

(2)所有権の移転及び登記の嘱託

所有権は、買受人が代金を完納したときに買受人に移転するものとし、市において 売買代金の完納を確認した後、所有権移転登記を行います。

なお、共同買受人全ての方の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義 で所有権移転登記を行ないます。

6 物件引渡し

- (1)物件は現状有姿で引渡します。(現況と図面等が相違している場合は、現況が優先します。)
- (2) 立木の伐採、雑草の草刈り、切り株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸等、地上・地下・空中工作物の補修・撤去等の負担及び調整は、物件敷地の内外並びに所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、市では行ないません。

7 その他

不動産の取引・所有に係る税に関することは、買受け希望者において確認してください。